

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(愛知県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
愛知県 名古屋市 一宮市 岡崎市 豊田市 豊橋市 春日井市	新築のみ 住宅(長屋、延べ面積の1/2以上が住宅である兼用住宅を含む) ・ 又は共同住宅の用途に供する建築物で地階を除く階数が2以上、かつ、床面積の合計が50㎡超のもの 法別表第1(イ)欄の(1)～(4)項の用途(共同住宅を除く)に供する建築物で、階数3以上かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡超のもの※1 特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする	・ 型式適合認定を受けた部分有する住宅又は共同住宅 ・ 建設住宅性能評価の申請をした建築物 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物(名古屋市のみ※1に該当する鉄骨造等の部分を有する場合は、その部分については適用除外できない。)	H27.4.1～H30.3.31

(岐阜県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
岐阜県 岐阜市 各務原市	新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当する建築物 法別表第1(1)の項から(4)の項までの(イ)欄に掲げる用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの ・ 共同住宅で階数が3以上のもの 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・ 型式適合認定を受けた部分を有する建築物 ・ 型式製造者認証を受けた者による建築物 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物	岐阜県・岐阜市 H19.6.20～H31.6.19 各務原市 H25.6.20～H31.6.19
大垣市	新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当する建築物 法別表第1(1)の項から(4)の項までの(イ)欄に掲げる用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積の合計が300㎡を超え、かつ、地階を除く階数が3以上のもの ・ 共同住宅で階数が3以上のもの 主要構造部を木造(枠組み壁工法等を含む)としたもので、地階を除く階数が3以上の一戸建て住宅(兼用住宅にあつては、延べ床面積の1/2以上が住宅であるものに限る。) 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・ 型式適合認定を受けた部分を有する建築物 ・ 型式製造者認証を受けた者による建築物 法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物	H25.6.20～H31.6.19

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(三重県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
三重県	新築のみ 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。	法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条の適用を受ける建築物 附属建築物	H27.4.1～H30.3.31
津市	新築のみ 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。	附属建築物	H27.4.1～H30.3.31
四日市市	新築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。	法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条、法第85条の適用を受ける建築物 法6条の4第1項第2号に掲げる建築物 型式製造者認証を受けた者による建築物 附属建築物	H27.6.1～H30.5.31
鈴鹿市	新築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。	法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条、法第85条の適用を受ける建築物 法6条の4第1項第2号に掲げる建築物 附属建築物	H27.6.1～H30.3.31
松阪市	新築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする	(なし)	H27.4.1～H30.3.31
桑名市	新築増築改築 法27条第1項第1号、第2号(法別表第1(2)項から(4)項までに係る部分を除く。)又は3号に該当するもの 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合で、特定工程が終了する時期が異なる場合は当該特定工程に係る工事が終了した時にその都度検査の申請を行うこととする。(全工区の検査が必要)	法7条の3第1項第1号の適用を受ける建築物 法第18条並びに法第85条の適用を受ける建築物 附属建築物	H27.4.1～H30.3.31

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ※法7条の3参照 ※アレスキャストの場合を含む 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(静岡県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
静岡県 沼津市 富士市 富士宮市 焼津市	一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。 (1) 階数が3以上のもの 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿若しくは令19条1項に規定する児童福祉施設等(入所する者が使用する寝室を有するものに限る)又はこれらとその他の用途を併用するもの。ただし、床面積の合計が60㎡以下の増築又は改築を除く。 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・ 法85条の適用を受ける建築物	指定なし
静岡市	一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が次のいずれかに該当するもの。 (1) 階数が3以上のもの 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿又はこれらとその他の用途を併用するもの。(増築及び改築に係る床面積の合計が60㎡以下のものを除く。) 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・ 法85条の適用を受ける建築物 ・ 建設住宅性能評価の交付を受ける建築物	指定なし
浜松市	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿(その他の用途と併用するものを含む) ・ ただし、増築の場合にあっては、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるものに限る。 [附属建築物以外の建築物に限る] ・ 階数が3以上のもの [附属建築物以外の建築物に限る] 工区を分けた場合でも、全工区の検査が必要です	・ 法第18条又は法第85条の適用を受ける建築物 型式製造者認証を受けた者による建築物(基礎工事に関する工程を除く) ・ 建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物	指定なし

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(愛知県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
愛知県 名古屋市 一宮市 岡崎市 豊田市 豊橋市 春日井市	木造	屋根ふき工事及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法の場合は耐力壁)の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事及び内装工事
	S造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要なS造部分を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事
	RC造	RC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
	SRC造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要なS造部分を覆うコンクリートを打設する工事
	工場生産による一体型・組立式	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部の工事	構造耐力上主要な軸組を構成する各部材を接続する接合部を覆う工事

(岐阜県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
岐阜県 岐阜市 大垣市 各務原市	木造(住宅)	軸組又は耐力壁及び屋根工事 (大垣市のみ)	構造耐力上主要な木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事
	木造(住宅以外)	木造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な木造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く)
	S造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要なS造部分を覆う内装工事、外装工事及び防火被覆工事(屋根ふき工事を除く)
	RC造	2階の床およびこれを支持する梁に配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
	SRC造	2階の床およびこれを支持する梁に配筋の工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(三重県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
三重県 津市 四日市市 鈴鹿市	S造(木造)	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(木造は当欄の規定を準用する)	構造耐力上主要なS造部分を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事
	RC造	RC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版(階数1ならば屋根版)の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
	SRC造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要なS造部分を覆うコンクリートを打設する工事
	備考	・2以上の構造を併設している場合、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造と見なす ・主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。	
桑名市	S造(木造)	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(木造は当欄の規定を準用する)	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事及び内装工事、デッキスラブのコンクリート工事等
	RC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート版にあつては接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
	SRC造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版の配筋工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
松阪市	木造	構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法の場合は耐力壁)の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事及び内装工事
	S造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事(木造は当欄の規定を準用する)	構造耐力上主要なS造部分を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事(屋根ふき工事を除く)及び内装工事
	RC造	RC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版(階数1ならば屋根版)の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事
	SRC造	SRC造の部分において、初めて工事を施工する階の直上階の主要構造部である床版(階数1ならば屋根版)の配筋の工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事
	備考	・2以上の構造を併設している場合、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造と見なす	

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(静岡県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程	
静岡県 静岡市 沼津市 富士市 富士宮市 焼津市	【基礎工事に関する工程】			
	全て	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	
	【建方工事に関する工程】			
	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く)	
	S造	一戸建て住宅	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く)
		上記以外	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事及び内装工事
	RC造 SRC造	2階の床(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	
	プレキャスト RC造	2階の床版(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)の取付工事	2階の床版(地上階の階数が1の場合は、屋根床版)と壁の相互を接合する部分を覆う工事	
その他	屋根工事	外装工事又は内装工事		
浜松市	【基礎工事に関する工程】			
	全て	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎に配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	
	【建方工事に関する工程】			
	木造	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事(屋根ふき工事を除く)	
	S造	S造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装及び外装工事(屋根ふき工事を除く)	
RC造 SRC造	地上階数が1の場合は、はり及び屋根版の配筋工事、地上階数が2以上の場合は2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリート打ち込み工事		
プレキャスト RC造	地上階数が1の場合は屋根版の取付工事、地上階数が2以上の場合は主要な構造の部分について2階の床版の取付工事	特定工程の屋根版若しくは床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。